

第16章 その他の紛争

1 商標の使用に関する紛争

1 他のマンション業者の登録商標に類似する商標を使用してマンションを販売する行為が、商標法上商標権の侵害とみなされる「指定役務についての類似商標の使用」に該当するとされた事例

東京地判 平成11年10月21日 判時1701-152、判タ1019-250、RETIO46

東京高判 平成12年9月28日 判タ1056-275

<事案の概要>

マンション業者Xは、「建物の売買」を指定役務とする「Village」の商標権者であり、「ヴィラージュ白山」及び「VILLAGE」の商標を使用してマンションの分譲販売を行っていたマンション業者Yに対し、商標権に基づく使用差止め及び1000万円の損害賠償を請求する訴えを提起した。

<裁判所の判断>

第1審は、次のように述べて、Xの請求を認容した（損害賠償については500万円の限度で）。

商標法上商標権の侵害とみなされる「指定役務についての類似商標の使用」とは、指定役務の提供に付随して利用される物に類似商標を付する行為である。

マンションは「付随して利用される物」に該当しないから、Yの行為は指定役務についての類似商標の使用に当たらない。

他方、マンションのように流通性、市場性のある建物は商標法上の商品に該当するとし、Yの行為が「指定役務についての類似商標の使用」に該当しなくても、「指定役務に類似する商品についての類似商標の使用」に該当し、Xの商標権の侵害とみなされるべきである。

これに対し、控訴審は、Yの行為が「指定役務についての類似商標の使用」に該当するとして第1審の見解を斥け、商標法上のマンションの商品性については判断せず、Yの行為によるXの商標権侵害を認めて、Yの控訴を棄却した。

2 高級感、ファッション性を需要者に連想させる雑誌の標章に類似する標章を、高級感、ファッション性をセールスポイントとするマンションの標章に使用する行為が不正競争防止法上の不正競争にあたるとされた事例

東京地判 平成16年7月2日 判時1890-127、判タ1177-304、RETIO60

<事案の概要>

Xは、米国で創刊され、我が国を含む主要先進国で発行されている高級ファッション雑誌「VOGUE」の発行主体である。

Yは、平成14年9月に分譲を開始した本件マンションの標章として「ラ・ボォーグ南青山」をパンフレット、モデルルーム、壁面を覆うテント等に使用した。

Xは、Yの行為が不正競争防止法第2条第1項第1号「他人の商品等表示として需要者